



契約金額	契約金額は、入札者が消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（消費税額及び地方消費税相当額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とします。
入札金額の記載方法	入札書には、入札者が消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を記載してください。
無効の入札書	<p>次の事項の一に該当する入札書は、これを無効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託等件名及び入札金額のないもの</li> <li>2 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は押印のないもの若しくは判然としないもの</li> <li>3 代理人等が入札する場合において、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人等であることの表示、当該代理人等の氏名又は押印のないもの若しくは判然としないもの（記載のないもの又は判然としない事項が、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称若しくは商号及び代表者の氏名）又は代理人等であることの表示である場合には、正当な代理人等であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）</li> <li>4 委託等件名に重大な誤りがあるもの</li> <li>5 入札金額の記載が不明確なもの</li> <li>6 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの</li> <li>7 告示により必要とした事項を履行しなかった者が提出したもの</li> <li>8 その他入札に関する条件に違反したもの</li> </ol>
落札決定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予定価格の制限の範囲内での価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし、落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認する。</li> <li>2 前項に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とする。</li> <li>(2) 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とする。</li> </ol> </li> <li>3 落札候補者となった者は、入札参加資格の確認のために必要な書類を提出し、また、確認のために必要な指示に従わなければならない。書類が提出されない場合又は指示に従わない場合には、入札参加資格を満たす者でないとし、その者の入札を無効とする。</li> <li>4 落札者が決定したときは、本学の定める契約書を取交わすものとする。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 必要と認めるときは入札を延期し、中止し、又は取消すことがある。</li> <li>2 次の各号のいずれかに該当する者は当該契約の相手方としての適格性に欠ける者と認定し、落札者として決定しないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経営及び信用状況 「不渡り」や主要取引先との取引停止等の報告を受け、経営状況が健全でないと判断される者</li> <li>(2) 不正又は不誠実な行為 法令等に抵触するおそれがある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であるなど、契約の相手方とすることにより本学の信頼が損なわれると判断される者</li> <li>(3) 債務不履行 本学と締結した物品・委託等の契約に関し、現に債務不履行がある者（ただし、債務不履行について本学と係争中である者は除く。）</li> <li>(4) 現に受注している契約の進捗状況 本学の発注した契約に関し、その受注業者の責めに帰すべき事由による相当の遅れが生じ、今後の状況改善が期待できないと判断される者</li> <li>(5) その他 その他本学が特に認めた要件に該当すると判断される者</li> </ol> </li> <li>3 その他、この告示に規定のない事項については、公立大学法人横浜市立大学会計規則、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程及び公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱要領に定めるところによるものとする。</li> </ol>